

資料提供

令和7年2月21日

課 名: 選挙管理委員会事務局

担当者: 末平

内 線: 2605

直通電話: 082-513-2605

第50回衆議院議員総選挙に係る訴訟の判決について

令和6年10月27日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙の広島県第1区乃至第6区及び山口県第1区乃至第3区の人口比例選挙請求事件について、本日、広島高等裁判所の判決がありました。

判決の主文は次のとおりです。

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

なお、広島県選挙管理委員会委員長の談話は別紙のとおりです。

《訴訟の内容》

事件の表示	広島高等裁判所 令和6年（行ケ）第3号 人口比例選挙請求事件
提 起 日	令和6年10月28日
原 告	広島県第1区乃至第6区及び山口県第1区乃至第3区の選挙人
被 告	広島県選挙管理委員会、山口県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和6年10月27日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の広島県第1区乃至第6区及び山口県第1区乃至第3区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は被告の負担とする。

委 員 長 談 話

- 判決内容の詳細はまだ承知していないが、原告らの請求が棄却され、我々の主張に御理解を頂いたものと認識している。
- 県選挙管理委員会としては、今後とも公正な選挙の管理執行に努めてまいりたい。

広島県選挙管理委員会

委員長 大 辻 茂